

「宿日直許可」を不正に得る病院 自己研さんで待遇悪化

最近では宿日直許可を“不正に”得る病院が相次いでいます。宿日直許可の審査がある期間だけ夜間の救急車の受け入れ病棟患者の対応のカルテ記載も制限され、審査の期間が過ぎたら再び夜間の救急車を受け入れる、コロナまん延で救急車の受け入れを制限していた時期を審査にしろらう等です。不正に宿日直許可を得ることが、働き方改革の抜け道になっています。

“自己研さん”で働き方改革の医師の待遇悪化が進んでいます。病棟で診療録記載、診断書作成などの業務を行っても労働と認められない、病院・上司の指示で研究・発表・教育などを行います。これも自己研さんです。元々少ない給料もどんどんカットされます。自己研さんで得た業績は病院や大学の業績として発表されます。

30代男性

「宿日直許可」時間外労働にカウントされないように

宿日直許可があれば、日当直や当直を行っても、拘束時間ではなく、患者の診察時間以外は時間外労働にカウントされないようになりました。労働や負担は減らさず、見かけ上の時間外労働のみ減らそうとする制度です。他の職業では、24時間職場にいと、翌日や翌々日は休みになると思いますが、医師には適用されません。また、すぐに呼び出しに対応できるように夜間や休日に待機するオンコール番も回ってきますが、こちらも自己研さん扱いで、労働時間には含まれません。実態を何も反映しない改悪ばかりです。

40代男性

「宿日直許可」なぜ条件に満たない病院にも許可

厚生労働省が病院にだす宿日直許可が、公的に例示している条件に満たない病院にも多く許可されている。そのため宿日直許可が出てしまったために『給料が減り、働く時間が変わらない』という異常な状況が生まれている。

30代男性

「宿日直許可」を得るも救急車が絶え間ない

救急病院で働いています。宿日直許可を得ていますが、実際は救急車が絶え間なくきており宿日直というよりも通常勤務です。労働時間にカウントされないことに憤りを感じます。

20代男性

当直時間は ほぼ給料がでない

医師12年目の産婦人科医の勤務医です。私は1ヶ月に1~2日の休みです。しかし部長からの指示で現在は50時間程度の残業時間しか申請できていません。

当院は周産期母子センターで緊急搬送や緊急手術があるのにも関わらず、宿日直届けを提出しています(申請方法のコツは巻(ちまた)で出回っています)。そのため、当直当日も1時間おきに起こされて、診察しても、実質5分ほどしか当直業務としてみなされず、当直時間はほぼ給料が出ない仕組みになっています。外勤も働き方改革のため行えません。現在の「医師の働き方改革」は名ばかりのもので、病院の保護のための施策だと現場にいる医師は思っています。現状だと犠牲者は必ず出ます。

40代男性